○防衛省告示第百六十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和八年六月十九日次のとおり決定された。

令和八年六月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二七	鹿屋飛行場	鹿屋市	国有	土地：約五七二、〇〇〇平方メートル 建物：約九、四〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間： 一　令和八年六月二十二日から同年十月十五日までの間 二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 海上自衛隊鹿屋航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○北陸地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十三日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八　号	小松市津波倉町レ二〇三番一から同市林町丙六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月二十三日

○中部地方整備局告示第五十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和八年五月九日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和八年六月二十三日

中部地方整備局長　森本　輝

認定更新番号表

（令和８年５月９日）

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
代表取締役社長　関谷　俊征 浄化槽		
中衛工業㈱ ＣＨＵＥＩ　ＯＭⅡ－12型	5－21Ｋ－Ｈ－002	5－26Ｋ－Ｈ－001
〃　〃　－14型	〃　－1	〃　－1
〃　〃　－15型	〃　－2	〃　－2
〃　〃　－16型	〃　－3	〃　－3
〃　〃　－18型	〃　－4	〃　－4
〃　〃　－20型	〃　－5	〃　－5
〃　〃　－21型	〃　－6	〃　－6
〃　〃　－25型	〃　－7	〃　－7
〃　〃　－30型	〃　－8	〃　－8
〃　〃　－35型	〃　－9	〃　－9
〃　〃　－40型	〃　－10	〃　－10
〃　〃　－45型	〃　－11	〃　－11
〃　〃　－50型	〃　－12	〃　－12
東洋プラント㈱ 代表取締役　松平　仁 東洋プラント小型合併処理浄化槽		
ＴＰＺ－12型	5－21Ｋ－Ｈ－001	5－26Ｋ－Ｈ－002
〃　－14型	〃　－1	〃　－1
〃　－15型	〃　－2	〃　－2
〃　－16型	〃　－3	〃　－3
〃　－18型	〃　－4	〃　－4
〃　－20型	〃　－5	〃　－5
〃　－21型	〃　－6	〃　－6
〃　－25型	〃　－7	〃　－7
〃　－30型	〃　－8	〃　－8
〃　－35型	〃　－9	〃　－9
〃　－40型	〃　－10	〃　－10
〃　－45型	〃　－11	〃　－11
〃　－50型	〃　－12	〃　－12

○中国地方整備局告示第七十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項の規定による処分をしたので、同法第七十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月二十三日

中国地方整備局長　山本　大志

一　被処分者

(一)　商号　株式会社ＡＬＬ　ＩＮ

(二)　代表者氏名　澄川　大輔

(三)　主たる事務所　広島県広島市中区中町二番二十二号

(四)　免許番号　大臣（一）第一〇四三四号

(五)　免許年月日　令和五年六月十五日

二　処分年月日　令和八年六月十日

三　処分内容　令和八年六月二十四日から令和八年七月二十三日までの三十日間、宅地建物取引業に係る業務の全部の停止

四　適用条項　宅地建物取引業法第六十五条第二項